

龍ヶ崎地方衛生組合会計年度任用職員の給与に関する規則及び龍ヶ崎地方衛生組合職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 寛 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合規則第3号

龍ヶ崎地方衛生組合会計年度任用職員の給与に関する規則及び龍ヶ崎地方衛生組合職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則

(龍ヶ崎地方衛生組合会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 龍ヶ崎地方衛生組合会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年龍ヶ崎地方衛生組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(準用規定)			(準用規定)		
第2条 会計年度任用職員の給与に関しては、龍ヶ崎市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年龍ヶ崎市規則第34号。以下「市規則」という。）の例による。この場合において、市規則第3条第1項に規定する職種別基準表は、同項の規定にかかわらず、別表によるものとし、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第2条 会計年度任用職員の給与に関しては、龍ヶ崎市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年龍ヶ崎市規則第34号。以下「市規則」という。）の例による。この場合において、市規則第3条第1項に規定する職種別基準表は、同項の規定にかかわらず、別表によるものとし、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第18条第3項	龍ヶ崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年龍ヶ崎市条例第23号）及び龍ヶ崎市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成18年	龍ヶ崎地方衛生組合職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和41年龍ヶ崎地方衛生組合条例第4号） <u>及び龍ヶ崎地方衛生組合職員の特</u>	第18条第3項	龍ヶ崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年龍ヶ崎市条例第23号）及び龍ヶ崎市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成18年	龍ヶ崎地方衛生組合職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和41年龍ヶ崎地方衛生組合条例第4号）

	龍ヶ崎市規則第 1 5 号)	<u>殊勤務手当支給に関する規則（令和 3 年龍ヶ崎地方衛生組合規則第 3 号）</u>		龍ヶ崎市規則第 1 5 号)	
<u>第 2 3 条</u> 第 3 項第 1 号	条例 <u>第 2 0 条</u>	龍ヶ崎地方衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年龍ヶ崎地方衛生組合条例第 2 号）第 5 条	<u>第 2 2 条</u> 第 3 項第 1 号	条例 <u>2 0 条</u>	龍ヶ崎地方衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年龍ヶ崎地方衛生組合条例第 2 号）第 5 条

（龍ヶ崎地方衛生組合職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部改正）

第 2 条 龍ヶ崎地方衛生組合職員の特殊勤務手当支給に関する規則（令和 3 年龍ヶ崎地方衛生組合規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 1 条 省 略 <u>（定義）</u> <u>第 2 条 この規則における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 「しき」とは、し尿及び浄化槽汚泥に含まれる固形物をいう。</u> <u>(2) 「ドラムスクリーン」とは、し尿及び浄化槽汚泥に含まれる微細なしきとろ液を分離させる装置をいう。</u> <u>(3) 「スクリュープレス」とは、ドラムスクリーンにより分離されたしきを脱水する装置をいう。</u> <u>(4) 「破砕機」とは、し尿及び浄化槽汚泥を破砕しながらドラムスクリーンに移送するポンプをいう。</u> <u>(5) 「脱離液」とは、硝化脱窒素処理されたし尿及び浄化槽汚泥をい</u>	第 1 条 省 略

う。

(6) 「汚泥脱水機」とは、脱離液を汚泥とろ液に分離させる装置をいう。

(7) 「分離液」とは、汚泥脱水機により分離されたる液をいう。

(特殊勤務手当の支給対象作業)

第3条 条例第2条第1項の規定に基づき従事したときに特殊勤務手当を支給する廃棄物の処理作業は、次の各号に掲げる作業とする。

- (1) スクリュープレスの内部に堆積したしさを取り除く作業
- (2) ドラムスクリーンのしき排出部付近の堆積物を取り除く作業
- (3) ドラムスクリーンの目詰まりを動力噴霧器により取り除く作業
- (4) 汚泥脱水機の内部に堆積した汚泥を取り除く作業
- (5) 汚泥脱水機のろ液配管を分解し、配管内に付着した汚泥を取り除く作業
- (6) しき焼却灰を排出する作業
- (7) 下水道に接続する放流水配管に付着した汚泥を取り除く作業
- (8) 放流設備の配管を分解し、付着した汚泥を取り除く作業
- (9) 脱離液供給配管を取り外し、凝集剤注入部から汚泥脱水機に至るまでの配管に付着した汚泥を取り除く作業
- (10) 破碎機の内部に詰まったしきを取り除く作業
- (11) 薬品注入設備の弁、配管その他の部品等を交換又は整備する作業
- (12) 脱離液槽かくはんポンプ又は分離液槽かくはんポンプを槽内より引き上げ、点検整備し、完了後に槽内に据え付ける作業
- (13) 汚泥返送設備の返送弁又は循環弁を交換する作業
- (14) 汚泥を貯留する槽内に入り、内壁に腐食等の異常がないかを確認する作業

(特殊勤務手当の支給対象作業)

第2条 条例第2条第1項の「廃棄物の処理作業」とは、次の各号に掲げる作業とする。

- (1) スクリュープレス内部に堆積したし渣を取り除く作業
- (2) ドラムスクリーンのろ液配管付近に堆積したし渣を取り除く作業
- (3) ドラムスクリーンの目詰まりを高圧洗浄機により取り除く作業
- (4) 脱水機アッパーケーシング内に堆積した汚泥を取り除く作業
- (5) 脱水ろ液配管を分解し配管内に付着した汚泥を取り除く作業
- (6) 灰ホッパから焼却灰をコンテナへ排出する作業
- (7) マンホールに入り、放流水配管に付着した汚泥を高圧洗浄機又はバキューム吸引により取り除く作業
- (8) 放流水配管(ラインミキサ)を取り外し、付着した汚泥を取り除く作業
- (9) 脱離液配管(ポリ鉄注入部)を取り外し、ポリ鉄注入部又はポリ鉄注入部下流のチーズ配管に付着した汚泥を取り除く作業
- (10) 破碎機を分解し詰まったスカムを取り除く作業
- (11) 薬品注入ポンプのダイヤフラム弁を交換する作業
- (12) 脱離液槽攪拌ポンプ又は分離液槽攪拌ポンプを槽内より引き上げ、点検整備完了後に槽内に据え付ける作業
- (13) 返送汚泥ポンプの返送、循環弁を交換する作業
- (14) 貯留槽等清掃完了後に槽内に入り、内壁に腐食等の異常がないかを確認する作業

(15) 脱離液供給ポンプの部品を交換する作業

(16) その他突発的な作業であって、前各号に掲げる作業に相当する
廃棄物の処理作業として管理者が認める作業

2 条例第2条第2項の規則で定める手当の額は、1日につき300円とする。

第4条 省 略

第5条 特殊勤務手当の支給を受けようとするときは、特殊勤務実績簿（別記様式）に、所要事項を記入し、所属長に提出しなければならない。

2 特殊勤務実績簿は、5年間保存しなければならない。

別記様式を次のように改める。

(15) 脱離液供給ポンプ等のモノポンプのステーター又はローターを交換する作業

(16) 前各号に掲げる作業のほか、管理者が特殊勤務手当の支給に相当する作業と認めるもの

2 条例第2条第2項の規則で定める手当の額は、前項に掲げる作業に従事した場合において、1日につき300円とする。

第3条 省 略

第4条 管理者は、特殊勤務実績簿（別記様式）に、所要事項を記入し、かつ、それを5年間保存しなければならない。

別記様式（第5条関係）

特 殊 勤 務 実 績 簿

年 月分		所属課名		職 名		氏 名		職員番号	
所属長の 確 認	作業日	作 業 内 容						手当金額	
	日							円	
	日							円	
	日							円	
	日							円	
	日							円	
	日							円	
	日							円	
	日							円	
	日							円	
計								円	

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。